

大阪地方検察庁執務規程

平成 13.3.30 訓令第 1 号

検事正訓令 検察官・検察事務官・検察技官宛て

改正 平成 14 年 4 月 1 日大阪地検訓令第 2 号
平成 15 年 3 月 26 日大阪地検訓令第 1 号
平成 16 年 3 月 23 日大阪地検訓令第 3 号
平成 16 年 5 月 25 日大阪地検訓令第 14 号
平成 17 年 4 月 1 日大阪地検訓令第 6 号
平成 17 年 6 月 9 日大阪地検訓令第 7 号
平成 18 年 6 月 30 日大阪地検訓令第 8 号
平成 18 年 9 月 27 日大阪地検訓令第 10 号
平成 19 年 9 月 21 日大阪地検訓令第 3 号
平成 19 年 9 月 27 日大阪地検訓令第 4 号
平成 21 年 3 月 25 日大阪地検訓令第 1 号
平成 21 年 4 月 20 日大阪地検訓令第 10 号
平成 22 年 4 月 1 日大阪地検訓令第 5 号
平成 23 年 8 月 31 日大阪地検訓令第 4 号
平成 24 年 3 月 28 日大阪地検訓令第 1 号
平成 25 年 3 月 27 日大阪地検訓令第 2 号
平成 25 年 5 月 16 日大阪地検訓令第 12 号
平成 27 年 3 月 30 日大阪地検訓令第 5 号
平成 27 年 4 月 10 日大阪地検訓令第 9 号
平成 28 年 3 月 31 日大阪地検訓令第 3 号

大阪地方検察庁執務規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪地方検察庁本庁、支部及び区検察庁に勤務する職員の職務と責任の所在を明確にし、執務の適正迅速を期するとともに、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(執務の準拠法令)

第 2 条 職員は、執務に際し、検察庁法、検察庁事務章程及びその他の法令、訓令、通達等を遵守するほか、この規程の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

(執務の心構え)

第 3 条 職員は、常にその職責を自覚し、上司の職務上の命令に従って誠実にその職務を遂行し、かつ、庁務の全体が円滑に運営されるよう互いに協力しなければならない。

2 職員は、職務の内外を問わず、人権尊重の精神に徹し、常に言行を慎み、廉潔を旨と

し、いやしくも世人の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

- 3 職員は、検察事務の性質に鑑み、特に、職務上の秘密を保持しなければならない。
- 4 職員は、事務の改善等に関する意見があるとき、又は参考となる事項を知ったときは、進んでこれを上司に具申するものとする。

第2章 機構

(特別捜査部の所管事務等)

第4条 特別捜査部の所管事務のうち、検事正があらかじめ指定する事件は、次のとおりとする。

- (1) 検察官が告訴又は告発を受けた事件
 - (2) 検察官が自ら犯罪を認知した事件
 - (3) 大阪府警察本部刑事部捜査第二課から送致又は送付を受けた事件
- 2 検事正は、財政経済関係事件又は前項各号に掲げる事件に関する事務のうち相当と認められるものについては、事件を指定して、他の部に所属する検察官に取り扱わせることができる。

(係検事の指名)

第5条 指導係検事は総務部に、本部、少年、風紀及び環境の各係検事は刑事部に、外事、麻薬、公安労働及び暴力の各係検事は公安部に、財政経済係検事は特別捜査部及び公判部に、それぞれ配置された検事のうちから指名する。

(部長会議)

第6条 検察に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、部長会議を置く。

- 2 部長会議は、次席検事及び部長をもって構成し、検事正が主宰する。
- 3 検事正は、部長会議に支部長、事務局長及び首席捜査官その他相当と認める職員を出席させ、意見を求めることができる。

(検察官会議)

第7条 検察に関する事項につき協議するため、検察官会議を置く。

- 2 検察官会議は、本庁、支部及び区検察庁の検察官の全部又は一部をもって構成し、検事正が主宰する。
- 3 検事正は、検察官会議に検察官以外の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(検察事務官会議)

第8条 事務の運営、改善に関する重要な事項につき協議するため、検察事務官会議を置く。

- 2 検察事務官会議は、検察事務官の一部をもって構成し、検事正が主宰する。
- 3 検事正は、検察事務官会議に検察官及びその他の職員を出席させ、意見を求めることができる。

(支部・区検に対する指揮)

第9条 部長は、検事正の支部及び区検察庁の職員に対する指揮監督について、これを補佐する。

- 2 堺支部長は、検事正の命を受けて堺・富田林・羽曳野各区検察庁の職員を指揮監督する。
- 3 岸和田支部長は、検事正の命を受けて岸和田・佐野各区検察庁の職員を指揮監督する。

(副部長)

第10条 部に副部長を置くことができる。副部長は、部の検事のうちから検事正が命ずる。

2 副部長は、部長を助けて部の所管事務を整理し、また、部長の命を受けて部の職員を指揮監督する。

(副支部長)

第10条の2 支部に副支部長を置くことができる。副支部長は、支部の検事のうちから検事正が命ずる。

2 副支部長は、支部長を助けて支部の所管事務を整理し、また、支部長の命を受けて支部の職員を指揮監督する。

(検務検察官)

第11条 総務部に検務検察官を置くことができる。検務検察官は、検事又は副検事のうちから検事正が命ずる。

2 検務検察官は、総務部長の命を受けて総務部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(上席副検事等)

第12条 大阪区検察庁に刑事上席副検事、交通上席副検事、公安上席副検事、特別捜査上席副検事及び交通分室長副検事、堺区検察庁に上席副検事（以下「上席副検事等」という。）を置くことができる。上席副検事等は、検事正が命ずる。

2 上席副検事等は、所管の部長又は支部長の命を受けて所管事務を整理し、その所管に属する職員を指揮監督する。

(課長補佐)

第13条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受けてその課の職員を指揮監督し、課長に事故のあるとき、又は課長が欠けたときは、臨時にその職務を行う。

(係及び係長)

第14条 課及び室に別表1のとおり係を置く。係の所管事務は、同表の定めるところによる。

2 係に係長を置く。

3 係長は、上司の命を受けて係の所管事務をつかさどり、その職員を指揮監督する。

(係主任)

第15条 係に係主任を置くことができる。

2 係主任は、上司の命を受けて係の所管事務のうち課長が指定する事務に従事する。

(上席検務専門官)

第16条 総務部及び堺支部に上席検務専門官を置く。

2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任捜査官)

第16条の2 大阪地方検察庁本庁及び堺支部に上席主任捜査官を置く。

2 上席主任捜査官は、主任捜査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理す

る。

(所管事務の担当)

第17条 部及び大阪区検察庁交通分室に別表2の事務担当を置く。事務担当の所管事務は、同表の定めるところによる。

2 同表の区分による担当を命ぜられた職員は、上司の命を受けてその担当に係る所管事務をつかさどる。

(機動捜査担当の職員)

第18条 首席捜査官の下に、機動捜査担当の職員を置く。

2 機動捜査担当の職員は、次席捜査官、統括捜査官、主任捜査官その他の検察事務官のうちから検事正が命ずる。

3 機動捜査担当の所管事務は、検事正があらかじめ指定する。

(検察官事務取扱)

第19条 本庁に配置された検事は、必要があるときは、支部又は区検察庁の検察官の事務の一部を取り扱う。

2 堺支部に配置された検事は、必要があるときは、その管内にある支部又は区検察庁の検察官の事務の一部を、岸和田支部に配置された検事は、必要があるときは、その管内にある区検察庁の検察官の事務の一部を取り扱う。

3 本庁に併置された区検察庁に配置された副検事は、必要があるときは、本庁の検察官の事務の一部を取り扱う。

4 支部に併置された区検察庁に配置された副検事は、必要があるときは、その支部の検察官の事務の一部を取り扱う。

(臨時職務代行)

第20条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、部長が序列に従って、臨時に検事正の職務を行う。

2 次席検事に事故のあるとき、又は次席検事が欠けたときは、部長が序列に従って、臨時に次席検事の職務を行う。

3 部長に事故のあるとき、又は部長が欠けたときは、副部長又は検事正があらかじめ指定する検事が臨時に部長の職務を行う。

4 事務局長に事故のあるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が臨時に事務局長の職務を行う。

5 首席捜査官に事故のあるとき、又は首席捜査官が欠けたときは、次席捜査官が序列に従って、臨時に首席捜査官の職務を行う。

6 支部長に事故のあるとき、又は支部長が欠けたときは、副支部長又はその支部の検察官が序列に従って、臨時に支部長の職務を行う。

7 区検察庁の庁務を掌理する検察官（以下「区検察庁の長」という。）に事故のあるとき、又は区検察庁の長が欠けたときは、その庁の他の検察官が序列に従って臨時にその職務を行う。

(本庁と管内各庁との間の連絡調整)

第21条 本庁と支部及び区検察庁間の連絡調整は、総務部長が担当する。

第3章 服務

(指揮系統)

第22条 職務上の指示及び命令は、組織に従い、受命職員の直属上司を通じて示達しなければならない。

(請訓、報告等の順序)

第23条 職員は、上司に対し、請訓、報告又は上申等をする場合は、組織に従い、必ず直属上司を通じてしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。この場合、事後に直属上司に報告しなければならない。

2 支部長又は区検察庁の長が、検事正に対し、請訓、報告又は上申等をする場合は、所管部長及び次席検事を経由しなければならない。ただし、支部管内の区検察庁にあっては、あらかじめ支部長を経由しなければならない。

(前2条の特則)

第24条 検事正、次席検事、部長、支部長、区検察庁の長、事務局長及び首席捜査官は、事項により受命職員の直属上司を通じて指示命令することが相当でないと判断した場合は、受命職員に対し、直接指示命令することができる。

2 前項の受命職員は、直接指示命令者に所要の報告をしなければならない。

(出勤簿)

第25条 職員は、定時までに出勤したことを証するため、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第26条 職員が休暇（遅刻及び早退を含む。）の承認を得ようとするときは、上司を経由して検事正又は検事正の指定する専決者に請求しなければならない。

(勤務場所を離れる場合)

第27条 職員は、勤務時間中、勤務の場所を離れるときは、その所在を明らかにしておかななければならない。

(出張)

第28条 職員が出張するときは、上司を経由して検事正の認可を受けなければならない。

(身分上の異動等)

第29条 職員は、転籍、婚姻その他身分上の異動を生じ、又は住所を変更したときは、速やかに上司を経由して検事正に届け出なければならない。

(宿直)

第30条 職員は、別に定めるところにより、宿直勤務に服さなければならない。

(庁舎の維持管理・警備)

第31条 職員は、別に定めるところにより、庁舎の維持管理及び警備に当たらなければならない。

第4章 捜査及び公判

第1節 通則

(区検察庁において取り扱う事件)

第32条 区検察庁において取り扱う事件の範囲は、検事正が別に定めるところによる。

2 区検察庁において、前項に定められた事件以外の事件又は3年を超える懲役に処するのを相当とするなど区検察庁において処理することが相当でないと認められる事件を受

理したときは、速やかに本庁又は支部に移送しなければならない。

(捜査又は公判の経過報告)

第33条 検察官は、重要事件又は事実認定若しくは法律適用上重要な問題を含む事件及び特に指定された事件については、必要に応じ、捜査又は公判の経過等を上司に報告しなければならない。

(捜査又は公判事件の配点)

第34条 捜査又は公判事件の配点は、検事正が特に指定するものを除き、本庁においては所管部長、支部においては支部長、区検察庁においてはその庁の長が行う。ただし、大阪・大阪池田・豊中・吹田・茨木・東大阪・枚方各区検察庁においては、所管部長がこれを行うことができる。

(事件の割替え及び引継ぎ)

第35条 捜査又は公判事件の割替えは、前条の規定により、事件を配点した者が行う。

2 検察官は、配置換その他やむを得ない理由により、捜査又は公判事件を担当することができなくなったときは、別に定めるところにより、引継書を作成して事件記録と共に上司に提出しなければならない。

第2節 捜査

(捜査担当事件の把握)

第36条 事件の配点を受けた検察官は、常に担当事件の受理及び処理状況を明らかにしておかなければならない。

(立件)

第37条 検察官は、犯罪を認知して捜査に着手するときは、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。不起訴又は中止処分に付した事件を再起するときも、同様とする。

2 前項の捜査に着手し、又は事件を再起したときは、直ちに立件しなければならない。

(事件処分の決裁)

第38条 本庁における事件の処分に当たっては、所管部長又は次席検事を經由して、検事正の決裁を受けなければならない。

2 検事正は、範囲を定めて次席検事又は所管部長に前項の決裁をさせることができる。

3 支部における事件の処分に当たっては、支部長の決裁を受けなければならない。

4 区検察庁における事件の処分に当たっては、その庁の長の決裁を受けなければならない。ただし、大阪・大阪池田・豊中・吹田・茨木・東大阪・枚方各区検察庁にあっては、所管部長又は上席副検事の決裁をもってこれに代えることができる。

5 支部長が特命事件又は特異事件(以下「特命事件等」という。)の決裁を行う場合は、あらかじめ次席検事を經由して検事正の、区検察庁の長が特命事件等の決裁を行う場合は、あらかじめ支部管内の区検察庁にあっては支部長の指揮を受けなければならない。

第3節 公判

(公判担当事件の把握)

第39条 公判担当検察官は、常に公判期日を把握するとともに、担当事件の受理及び処理状況を明らかにしておかなければならない。

(求刑の変更等)

第40条 公判担当検察官は、公判の経過等により求刑の変更又は訴因の追加、変更、撤

回を必要と認めた場合には、本庁においては公判部長、支部においては支部長、区検察庁においてはその庁の長（以下「公判部長等」という。）に報告してそれぞれ指揮を受けなければならない。ただし、事理が明白で、かつ、急速を要するときは、この限りでない。この場合においては、事後速やかに公判部長等に報告しなければならない。

- 2 大阪・大阪池田・豊中・吹田・茨木・東大阪・枚方各区検察庁にあつては、前項の規定にかかわらず、公判部長の指揮をもってこれに代えることができる。
- 3 公判部長等は、前2項の指揮を行うに際し、必要があると認めるときは、本庁の捜査所管部長と協議しなければならない。
- 4 公判部長等は、第38条の規定による検事正又は次席検事の決裁又は指揮を受けた事件に関し、第1項又は第2項の指揮を行うときは、あらかじめ検事正又は次席検事の指揮を受けなければならない。

（補充捜査）

第41条 公判担当検察官は、補充捜査の必要を認めたときは、自ら行うものとする。

- 2 公判部長等は、必要があると認めるときは、補充捜査に関し、捜査所管部長と協議し、捜査協力を求めることができる。この場合、機動的な捜査を要するものについては、次席検事の指揮を受けるものとする。

（裁判結果の報告）

第42条 公判担当検察官は、判決の宣告又は決定による終局裁判の告知があつたときは、直ちにその結果を裁判結果票（甲）に記載して公判部長等に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた公判部長等は、必要があると認めるときは、速やかに裁判結果を次席検事及び検事正に報告しなければならない。

（上訴）

第43条 公判担当検察官は、裁判結果について、上訴の要否につき検事長に請訓する必要があると認めたときは、公判部長等及び次席検事を経て、検事正の決裁を受けなければならない。

- 2 前項により検事長に請訓することに決定した場合、公判部長が請訓の手續を採るものとする。
- 3 上訴は、本庁においては次席検事、支部においては支部長、区検察庁においてはその庁の長が申し立てるものとする。ただし、大阪・大阪池田・豊中・吹田・茨木・東大阪・枚方各区検察庁にあつては、公判部長がその事務を取り扱うものとする。

第5章 事務の運営

（事務処理の決裁）

第44条 事務の処理に当たっては、特別の定めのない限り、上司を経由し、本庁においては検事正、支部においては支部長、区検察庁においてはその庁の長の決裁を受けなければならない。ただし、検事正は、事務の内容に応じ、本庁における決裁を次席検事にさせることができる。

- 2 二以上の部門に関連する事務は、それぞれ関連のある部長、事務局長及び首席捜査官（以下「部長等」という。）を経由して上司の決裁を受けなければならない。
- 3 軽微な事務については、前2項の規定にかかわらず、その所管に従い、部長等が自ら処理することができる。この場合において、部長等は、必要な事項を速やかに上司に報

告しなければならない。

(文書)

第45条 文書の取扱いは、別に定める。

(事務引継ぎ)

第46条 職員は、職務を交代するときは、正確に事務引継ぎをしなければならない。

(監査官等)

第47条 検事正は、事務監査を行う監査官を検察官又は検察事務官のうちから指名することができる。

2 検事正は、他の職員を監査官の補助者に指名することができる。

(事務監査)

第48条 事務監査は、本庁、支部及び区検察庁に対し、それぞれ1年に1回以上定期に行う。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本庁、支部及び区検察庁に対し、臨時に事務監査を行う。

3 事務監査に関する細則は、別に定める。

(自庁研修)

第49条 職員の資質向上のため随時に自庁研修を行う。

2 自庁研修に関する細則は、別に定める。

(事務改善等委員会)

第50条 事務能率の増進及び事務の簡素化並びに執務環境の改善等を図るため、事務改善等委員会を置く。

2 事務改善等委員会に関する細則は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日大阪地検訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日大阪地検訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日大阪地検訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年5月25日大阪地検訓令第14号)

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日大阪地検訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月9日大阪地検訓令第9号)

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日大阪地検訓令第8号)

この訓令は、平成18年6月30日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日大阪地検訓令第10号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月21日大阪地検訓令第3号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日大阪地検訓令第4号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日大阪地検訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月20日大阪地検訓令第10号）

この訓令は、平成21年4月20日から施行する。

附 則（平成22年4月1日大阪地検訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月5日から施行する。

附 則（平成23年8月31日大阪地検訓令第4号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日大阪地検訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日大阪地検訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日大阪地検訓令第12号）

この訓令は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成27年3月30日大阪地検訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日大阪地検訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日大阪地検訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

部・局・支 部・区検察 庁の別	課・室の別	係	所管事務
事務局	総務課	庶務係	1 公印の管守に関する事項 2 職員の厚生に関する事項 3 自庁警備に関する事項 4 勤務時間及び休暇に関する事項 5 出張手続に関する事項 6 前各号に掲げる事項のほか、庶務に関する事項 7 前各号に関連する事項
		秘書係	1 検事正の秘書に関する事項 2 前号に関連する事項
		文書係	1 文書の接受発送に関する事項 2 前号に関連する事項
	人事課	人事第一係	1 人事に関する事項 2 前号に関連する事項
		人事第二係	1 給与に関する事項 2 前号に関連する事項
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関する事項 2 予算及び決算に関する事項 3 保管金に関する事項 4 前3号に関連する事項
		国有財産係	1 国有財産及び営繕に関する事項 2 公務員宿舎に関する事項 3 前2号に関連する事項
		共済係	1 共済組合に関する事項 2 前号に関連する事項
	用度課	用度係	1 庁費その他物件予算の執行に関する事

			<p>項</p> <p>2 没収物等の売却に関する事項</p> <p>3 前2号に関連する事項</p>
		物品管理係	<p>1 物品の受入れ、払出し及び保管に関する事項</p> <p>2 前号に関連する事項</p>
総務部	企画調査課	企画調査係	<p>1 企画調査に関する事項</p> <p>2 検察審査会に関する事項</p> <p>3 国家賠償法に基づく争訟に関する事項</p> <p>4 情報の公開に関する事項</p> <p>5 個人情報の保護に関する事項</p> <p>6 本庁各部局間及び本庁と支部・区検察庁間の調整・連絡に関する事項</p> <p>7 法令書、資料、図書等の整備及び管理に関する事項</p> <p>8 訓令及び通達の整備に関する事項</p> <p>9 前各号に関連する事項</p> <p>10 他の担当の所管に属しない事項</p>
	情報システム管理課	情報システム管理第一係	<p>1 検察情報処理システムの管理に関する事項（情報システム管理第二係の所管に属するものを除く。）</p> <p>2 前号に関連する事項</p>
		情報システム管理第二係	<p>1 検察総合情報管理システムの管理に関する事項</p> <p>2 統計に関する事項</p> <p>3 前2号に関連する事項</p>
	教養課	教養係	<p>1 部内職員及び司法警察職員の教養指導に関する事項</p> <p>2 前号に関連する事項</p>
		修習係	<p>1 司法修習生の修習指導に関する事項</p> <p>2 前号に関連する事項</p>
	監査室	監査係	<p>1 事務監査に関する事項</p> <p>2 前号に関連する事項</p>

堺支部	総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 庶務に関する事項 2 前号に関連する事項 3 他の担当の所管に属しない事項
		会計係	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計に関する事項 2 前号に関連する事項
大阪区検察 庁	総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 庶務に関する事項 2 前号に関連する事項 3 他の担当の所管に属しない事項
		会計係	<ul style="list-style-type: none"> 1 会計に関する事項（道路交通事務担当の所管に属する事項を除く。） 2 前号に関連する事項

別表 2

部・区検 察庁の別	事務担当の名称		所管事務
総務部	事件担当		1 事件の受理に関する事項 2 被疑者補償事件に関する事項 3 上級官庁に対する不服申立事件に関する事項 4 付審判請求事件に関する事項 5 事件の処理に関する事項 6 前各号に関連する事項
	証拠品 担当	証拠品 1 担当	1 証拠品の受入れに関する事項 2 証拠品の保管に関する事項 3 前2号に関連する事項
		証拠品 2 担当	1 証拠品の処分に関する事項 2 前号に関連する事項
	令状担当		1 各種令状の請求に関する事項 2 勾留状等の執行に関する事項 3 保釈取消し等に基づく収容に関する事項 4 法廷収容に関する事項 5 釈放及び鑑定留置のための釈放に関する事項 6 移送及び護送に関する事項 7 勾留更新に関する事項 8 前各号に関連する事項
	執行担当		1 裁判結果の把握確認に関する事項 2 死刑及び自由刑の執行に関する事項 3 刑の執行順序変更に関する事項 4 受刑者の移送に関する事項 5 刑の執行停止及び残刑執行に関する事項 6 自由刑の執行猶予取消しに関する事項 7 執行の統計及び報告に関する事項 8 恩赦及び保護に関する事項 9 前各号に関連する事項
	徴収担当		1 財産刑等の裁判の把握確認に関する事項 2 徴収金の調定に関する事項

		<ul style="list-style-type: none"> 3 罰金刑の執行猶予取消しに関する事項 4 徴収金の徴収に関する事項 5 徴収金の統計及び報告に関する事項 6 前各号に関連する事項
	記録担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 記録の保存に関する事項 2 裁判書謄本の作成及び交付に関する事項 3 確定記録の閲覧に関する事項 4 前3号に関連する事項
	犯歴探証担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 犯歴の調査に関する事項 2 刑の消滅に関する事項 3 科学的捜査の技術に関する事項 4 既決犯罪通知に関する事項 5 犯歴票等の作成及び保管に関する事項 6 とん刑者通知等に関する事項 7 前各号に関連する事項
刑事部	事件管理・庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 刑事部の庶務に関する事項 2 刑事部関係事件の捜査に関する事項 3 精神保健診断室に関する事項 4 少年事件の審判に関する事項（交通部、公安部及び特別捜査部の事件管理・庶務担当の所管に属するものを除く。） 5 前各号に関連する事項
	係検事付・刑事資料担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 係検事の担当事務に関する事項 2 刑事部関係事件に関する資料の収集整備に関する事項 3 前2号に関連する事項
交通部	事件管理・庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 交通部の庶務に関する事項 2 交通関係事件の捜査に関する事項 3 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 4 第2号の少年事件の審判に関する事項 5 前各号に関連する事項
公安部	事件管理・庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 公安部の庶務に関する事項 2 公安関係事件及び労働関係事件の捜査に関する事項（国際捜査担当の所管に属する事項を除く。）

		<ul style="list-style-type: none"> 3 前号の事件の報告及び処分請訓に関する事項 4 第2号の少年事件の審判に関する事項 5 前各号に関連する事項
	係検事付・公安資料担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 係検事の担当事務に関する事項 2 公安労働情勢の調査その他資料の収集整備に関する事項(国際捜査担当の所管に属する事項を除く。) 3 前2号に関連する事項
	国際捜査担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 国際関係事件の捜査に関する事項 2 前号の事件に関する資料の収集整備に関する事項 3 前2号に関連する事項
特別捜査部	事件管理・庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 特別捜査部の庶務に関する事項 2 特別捜査部関係事件の捜査に関する事項 3 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の報告及び処分請訓に関する事項 4 第2号の少年事件の審判に関する事項 5 前各号に関連する事項
	特殊・財政経済担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 検事正の指定する特殊事件及び財政経済関係事件の捜査に関する事項 2 前号に関連する事項
	直告担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 直告事件の受理・捜査に関する事項 2 前号に関連する事項
	特別捜査資料担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件に関する資料・情報の収集整備、分析検討及び内偵捜査に関する事項 2 前号に関連する事項
公判部	事件管理・庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 公判部の庶務に関する事項 2 公判の運営一般に関する事項 3 公判の遂行に関する事項 4 保釈等求意見に関する事項 5 公判の遂行に関する資料の収集整備に関する事項 6 前各号に関連する事項
大阪区検	道路交通事務担	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に

<p>察庁交通 分室</p>	<p>当</p>	<p>関する法律違反事件（以下「道路交通法等違反事件」という。）に関する事件の受理，証拠品，令状，犯歴の調査，保護及び記録の保存に関する事項</p> <p>2 前号に掲げる事件に関連する会計に関する事項</p> <p>3 前2号に関連する事項</p>
	<p>道路交通徴収担当</p>	<p>1 道路交通法等違反事件の財産刑の裁判の把握確認に関する事項</p> <p>2 前号に掲げる事件の徴収金の調定及び徴収に関する事項</p> <p>3 徴収金の統計及び報告に関する事項</p> <p>4 前3号に関連する事項</p>